

信託法案に対する修正案新旧対照条文

(傍線部分は修正部分)

信託法(平成十八年法律第 号)

修正案	原案
<p>(信託事務の処理の第三者への委託)</p> <p>第二十八条 受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。</p> <p>一 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがあるとき(当該委託が受益者の利益を害することが明らかであるときを除く)。</p> <p>二 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき。</p> <p>三 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められ、かつ、当該委託について受益者の承認を得たとき。</p> <p>(受託者の注意義務)</p> <p>第二十九条 (略)</p>	<p>(信託事務の処理の第三者への委託)</p> <p>第二十八条 受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。</p> <p>一 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがあるとき。</p> <p>二 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるとき。</p> <p>三 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき。</p> <p>(受託者の注意義務)</p> <p>第二十九条 (略)</p>

2 受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならぬ。

(利益相反行為の制限)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。

- 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき
- 二 当該行為が受益者の利益を害することが明らかであるときを除く。

(削る)

二・三 (略)

3 受託者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。

2 受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならぬ。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもって、これをするものとする。

(利益相反行為の制限)

第三十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあつては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

- 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
- 二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

三・四 (略)

3 受託者は、第一項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4～7 (略)

第三十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、信託行為に同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることを許容する旨の定めがあるときは、当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができる。ただし、当該行為が受益者の利益を害することが明らかであるときは、この限りでない。

(削る)

(削る)

3 受託者は、第一項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算でした場合には、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。

4・5 (略)

(信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する

4～7 (略)

第三十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあっては、同号に該当する場合でも当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算でできない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。

一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算であることを許容する旨の定めがあるとき。

二 受託者が当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることについて重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

3 受託者は、第一項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算でした場合には、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4・5 (略)

(信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する

義務)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 信託行為において受託者が受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、受託者が信託事務の処理を当該定めに従い指名された第三者に委託したときは、前二項の規定は、適用しない。ただし、受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときは、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならない。

(削る)

(削る)

4 (略)

(信託財産からの費用等の償還等)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 受託者は、前項本文の規定により信託財産から費用の前払を受

義務)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 受託者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に委託したときは、前二項の規定は、適用しない。ただし、受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときは、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならない。

一 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において受託者が委託者又は受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

4 (略)

(信託財産からの費用等の償還等)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 受託者は、前項本文の規定により信託財産から費用の前払を受

けるには、受益者に対し、前払を受ける額及びその算定根拠を通
知しなければならない。

4・5 (略)

(費用等の償還等の方法)

第四十九条 (略)

2 前項に規定する場合において、必要があるときは、受託者は、受益者の同意を得て、信託財産に属する財産(当該財産を処分することにより信託の目的を達成することができないこととなるものを除く。)を処分することができる。

(削る)

3・4 (略)

5 各債権者(信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に限る。以下この項及び次項において同じ。)の共同の利益のためにされた信託財産に属する財産の保存、清算又は配当に関する費

けるには、受益者に対し、前払を受ける額及びその算定根拠を通
知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4・5 (略)

(費用等の償還等の方法)

第四十九条 (略)

2 前項に規定する場合において、必要があるときは、受託者は、信託財産に属する財産(当該財産を処分することにより信託の目的を達成することができないこととなるものを除く。)を処分することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

3 第一項に規定する場合において、第三十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、受託者は、第一項の規定により有する権利の行使に代えて、信託財産に属する財産で金銭以外のものを固有財産に帰属させることができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4・5 (略)

6 各債権者(信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に限る。以下この項及び次項において同じ。)の共同の利益のためにされた信託財産に属する財産の保存、清算又は配当に関する費

用等について第一項の規定により受託者が有する権利は、第三項の強制執行又は担保権の実行の手續において、他の債権者（当該費用等がすべての債権者に有益でなかった場合にあっては、当該費用等によつて利益を受けていないものを除く。）の権利に優先する。この場合においては、その順位は、民法第三百七条第一項に規定する先取特権と同順位とする。

6| 次の各号に該当する費用等について第一項の規定により受託者が有する権利は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号の財産に係る第三項の強制執行又は担保権の実行の手續において、当該各号に定める金額について、他の債権者の権利に優先する。

一・二（略）

（信託財産からの損害の賠償）

第五十三条（略）

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第五項及び第六項を除く。）並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

（受託者の信託報酬）

第五十四条（略）

2・3（略）

用等について第一項の規定により受託者が有する権利は、第四項の強制執行又は担保権の実行の手續において、他の債権者（当該費用等がすべての債権者に有益でなかった場合にあっては、当該費用等によつて利益を受けていないものを除く。）の権利に優先する。この場合においては、その順位は、民法第三百七条第一項に規定する先取特権と同順位とする。

7| 次の各号に該当する費用等について第一項の規定により受託者が有する権利は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号の財産に係る第四項の強制執行又は担保権の実行の手續において、当該各号に定める金額について、他の債権者の権利に優先する。

一・二（略）

（信託財産からの損害の賠償）

第五十三条（略）

2 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第六項及び第七項を除く。）並びに前二条の規定は、前項の規定による信託財産からの損害の賠償について準用する。

（受託者の信託報酬）

第五十四条（略）

2・3（略）

4 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第五項及び第六項を除く。）、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

（受託者の辞任）

第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。

2～5 （略）

6 委託者が現に存しない場合には、第一項の規定は、適用しない。

（受託者の解任）

第五十八条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4～8 （略）

（前受託者の通知及び保管の義務等）

4 第四十八条第四項及び第五項、第四十九条（第六項及び第七項を除く。）、第五十一条並びに第五十二条並びに民法第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、受託者の信託報酬について準用する。

（受託者の辞任）

第五十七条 受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2～5 （略）

6 委託者が現に存しない場合には、第一項本文の規定は、適用しない。

（受託者の解任）

第五十八条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4～8 （略）

（前受託者の通知及び保管の義務等）

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者（以下「前受託者」という。）は、受益者に対し、その旨を通知しなければならぬ。

2～5 (略)

(前受託者の相続人等の通知及び保管の義務等)

第六十条 (略)

2～6 (略)

7 第四十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定により前受託者の相続人等又は破産管財人が有する権利について準用する。

(信託に関する権利義務の承継等)

第七十五条 1～6 (略)

7 第四十八条第四項並びに第四十九条第五項及び第六項の規定は、前項の規定により前受託者が有する権利について準用する。

8・9 (略)

(受益証券発行信託の受託者の義務の特例)

第二百十二条 受益証券発行信託においては、第三十五条第四項の

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者（以下「前受託者」という。）は、受益者に対し、その旨を通知しなければならぬ。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2～5 (略)

(前受託者の相続人等の通知及び保管の義務等)

第六十条 (略)

2～6 (略)

7 第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者の相続人等又は破産管財人が有する権利について準用する。

(信託に関する権利義務の承継等)

第七十五条 1～6 (略)

7 第四十八条第四項並びに第四十九条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により前受託者が有する権利について準用する。

8・9 (略)

(受益証券発行信託の受託者の義務の特例)

第二百十二条 受益証券発行信託においては、第二十九条第二項た

規定は、適用しない。

(会計監査人の辞任及び解任)

第二百五十一条 第五十七条第一項の規定は会計監査人の辞任について、第五十八条第一項及び第二項の規定は会計監査人の解任について、それぞれ準用する。

(この法律の適用関係)

第二百六十一条 受益者の定めのない信託に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第三十一条第二項第三号	受益者の利益を書し ない	信託の目的の達成の支 障とならない
受益者との	信託の目的に関して有 する	信託の目的に関して有 する

だし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできない。

2| 受益証券発行信託においては、第三十五条第四項の規定は、適用しない。

(会計監査人の辞任及び解任)

第二百五十一条 第五十七条第一項本文の規定は会計監査人の辞任について、第五十八条第一項及び第二項の規定は会計監査人の解任について、それぞれ準用する。

(この法律の適用関係)

第二百六十一条 受益者の定めのない信託に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
第三十一条第二項第四号	受益者の利益を書し ない	信託の目的の達成の支 障とならない
受益者との	信託の目的に関して有 する	信託の目的に関して有 する

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2～5 (略)

附則

(自己信託に関する経過措置)

2 第三条第二号の規定は、当分の間、適用しない。

(削る)

(受益者の定めのない信託に関する経過措置等)

3 | 第十一章の規定は、受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）（）については、別に法律で定める日までの間、適用しない。

4 | 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2～5 (略)

附則

(自己信託に関する経過措置)

2 第三条第二号の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(受益者の定めのない信託に関する経過措置)

3 | 受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）（）は、当分の間、政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。

(新設)

(新設)

<p>5 第十一章の規定については、前項の見直しの状況を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、第三項の別に法律で定める日までに所要の措置が講ぜられるものとする。</p> <p>(関係法律の整備等)</p> <p>6 この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------